

令和6年6月5日
北 秋 田 市

懲 戒 処 分 の 公 表

北秋田市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

被 処 分 者	財務部 主査級（36 歳）
処 分 内 容	懲戒処分 減給 10 分の 1 1 か月
処 分 日	令和6年6月5日
処 分 理 由	令和6年4月28日午後11時20分頃、酒に酔った状態で市内コンビニエンスストア出入口のガラス戸を壊したとして、器物損壊の容疑で現行犯逮捕された。 このことは、全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為であり、市民からの信頼を失墜させる行為であったと言わざるを得ず、地方公務員法第29条第1項第3号及び北秋田市職員の懲戒処分の基準等に関する規程により当該処分に付したものである。
市長コメント	市職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、被害者並びに市民の皆様に深くお詫び申し上げます。 今後、このようなことのないよう、改めて執務姿勢を正し綱紀粛正の徹底を図るよう、全職員に通知したところでありますが、この事態を重く受け止め再発防止に取り組み、市政の信頼回復に努めてまいります。